

一、本日の議事は左のとおりである。

- 日野英十次 期計第六十二号 東京市立商標登録大業商学第二号の印意適合本並に開する期計書
- 日野英十八 期計第六十一号 東京市立商標登録大業商学第二号の印意適合本並に開する期計書
- 日野英十次 期計第六十一号 東京市立商標登録大業商学第二号の印意適合本並に開する期計書
- 日野英十六 期計第六十一号 東京市立商標登録大業商学第二号の印意適合本並に開する期計書
- 日野英十五 期計第六十一号 東京市立商標登録大業商学第二号の印意適合本並に開する期計書
- 日野英十四 期計第六十一号 東京市立商標登録大業商学第二号の印意適合本並に開する期計書
- 日野英十三 期計第六十一号 東京市立商標登録大業商学第二号の印意適合本並に開する期計書
- 日野英十二 期計第六十一号 東京市立商標登録大業商学第二号の印意適合本並に開する期計書
- 日野英十一 期計第六十一号 東京市立商標登録大業商学第二号の印意適合本並に開する期計書
- 日野英十 期計第六十一号 東京市立商標登録大業商学第二号の印意適合本並に開する期計書
- 日野英九 期計第六十一号 東京市立商標登録大業商学第二号の印意適合本並に開する期計書

午前十時 開議

○議長(森田治男君) ただいまから昭和六十一年第三回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長(森田治男君) この際、報告事項がありますので、事務局長として諸般の報告をいたします。

(井上議会事務局長報告)

一、陳情書の受理について(別添参照)

○議長(森田治男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(森田治男君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 指田保雄君登壇)

○議会運営委員長(指田保雄君) 御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告いたします。

ます。

本日の日程でございますが、新たに提出されました陳情書五件と本日の日程に組みこいたとき、お手元へ御配付の日程表のとおり編成いたしました。

次に、陳情書五件の取り扱ひでございますが、お手元へ御配付の付託表のとおりそれらの担当委員会に付託し、審査を願うことといたしました。

そのほかの議案につきましては、前日と同じでございます。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますようお願ひいたしまして御報告いたします。

○議長(森田治男君)

ただいま委員長から報告されたとおり議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森田治男君)

これより日程に入ります。

日程第一報告第四号 専決処分承認を求めることについて(昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第三号))と議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○企画財政部長(内田和雄君) (企画財政部長 内田和雄君登壇)

分の承認を求めることについて、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして、議会と募集するものとがなと認めまして、昭和六十一年度福生市一般会計補正予算第三号を専決いたしましたので、同条第三項の規定によりまして報告し、御承認を求めようとするものでございます。

まず、その理由といたしましては、すでに御案内のとおり、福生駅自由橋の改良工事に伴い、階段部分のふり口が駅前派出所建物にかかることから、急遽、派出所の撤去並びに移転の必要が生じたことから、これらにかかわる必要経費の追加補正を専決した次第でございます。また、派出所の撤去に伴い、自由橋改良工事並びに広場整備工事完了後に、現場に建設する派出所の経費として債務負担行為の補正をあらわで専決した次第でございます。それでは、内容について予算書によりまして説明申し上げます。

一ページをお開きいただきます。まず、総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出予算の金額は第二表歳入歳出予算の補正によるものと定めるものでございます。第二条におきまして、債務負担行為で、債務を負担する事項、期間及び限度額は、第二表債務負担行為によるものと定めようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき、御説明いたします。

四ページをお開きいただきます。歳入でございますが、工不費の道路河川橋梁費、道路新設改良費で四百二十万円の補正でございます。この内訳は、委託料で三百十万円と使用料及び賃借料で百十万円の補正でございます。委託料の三百十万円は、駅前派出所の解体工事と仮移転先の改良工事を国鉄へ工事委託としようとするものでございます。使用料及び賃借料の百十万円の補正は、仮派出所移転先本町二四二番地の建物五十八・九平米の借上料でございます。七月から三月までの九ヶ月間の借上料でございます。次に、予備費でございますが、四百二十万円の減額補正は、歳入財源充当によるものでございます。

以上が歳出補正でございます。

次に二ページをお開きいただきます。第二表の債務負担行為でございますが、撤去派出所の建てかえに伴う警備片に付する次年度以降の債務負担を行うもので、期間を六十三年度、限度額を八百万円と定めようとするもので、建物の規模は十六坪程度と予定しております。

以上、大変複雑な説明でございますが、福生市一般会計補正予算第三号の専決を御承認を賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に付する質疑を行います。

○十二番(遠藤洋一君) 質問をします。

今の説明でよくわかりましたけれども、この予算に反対するものは向もありませんけれども、駐在所移転のところで当初と少しずれてきたわけですね。そのところの経過みたいなことと、あるいは、なぜ補正を組まなければならなかったのかというところに、この議会の説明をもう少ししていただくと思います。

○建設部長(森田進君) 自席からお許しをいただきます。御答弁申し上げます。

当初でございすけれど、当初については、派出所については特に階段工事とは支障がないと、そういう一応判断をいたしまして、一部切り取り程度で済むと、そういう判断をしたわけでもございすけれど、ちやうど私どもの計画のミスと申しすか、若干、地面というか、底辺の、その位置を考へておりました、それを一応駅広の部分まで合せて、そういうふうな形になりまして、平らな範囲が延びてくると、そういうふうな一応、計画の変更でざるを得ないような問題が出て来まして、それに付しまして、交番の位置を現在の階段の裏側に持つていくと、そういうことも一時考へたわけでもございすけれど、なかなか経費の点等と一応考へますと、そういう形になりますと非常に引き家工事があるいは若干の切り取り工事、そういうことで経費的にも若干かかる、そんなふうなことから一応仮設の派出所を、実は現在の駅舎の一部を使つてと、そういうふうなことも考へたわけでもございすか、仮設の派出所をつくりますと、派出所の経費が、特殊な施設でございすので、管理日数といたしますと非常に買取りに近い経費がかかる、そういうふうなことも一応判明をいたしまして、それで御承知のような現在の所が権利関係の承が得られたと、そんなふうな形でこのような形での一応変更となったということでもございす。以上でございす。

○十二番(遠藤洋一君) 計画のミスであるということ、で、これからこのようなふうなことを要望して、終つたいたいと思ひます。

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終つたります。

これより報告第四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて報告第四号は、原案のとおり承認されました。

○議長(森田治男君) 日程第二議事第五十六号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本号について、提す理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長（茂見裕康君）

御指名をいたさましたので、議決第五十六号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容の説明を申し上げます。

本条例改正の内容でございますが、地方自治法第九十六条は議会の議決事件に関する規定でございますが、このたびの法改正により、新たに同法第九十六条第一項第七号に「財産の信託に関すること」ということが追加挿入されました。それによりまして、現行の七号以下が一号ずつ繰り下げられたため、第九十六条第一項第七号と第九十六条第二項第八号に改めようとするものでございます。

本規定は、一定の基準以上の財産の取得、または処分する場合においては、議会の議決を要するというような規定でございますが、この関係の条文本が一号繰り下げられたということの改正でございます。

なお、このたびの地方自治法の改正に伴いまして、新たに議決事件として加えられました財産の信託に関することとは、民間活力の導入の環境をいたしまして、地方公共団体の普通財産である土地を信託銀行に一定の条件、あるいは期間、そういうものを定めまして信託をいたしまして、その土地の有効活用を図るという目的を

持つてゐるものでございまして、地方自治体においても民間関係でこういった制度は実際には行われておりますけれども、このたび、自治法の改正によりまして、そういうことが可能になったというところでございます。

しかしながら、この関係については、まだ具体的に手続、そういうことが自治省の近々のうちに各都道府県の地方課長会議で説明がなれるというふうなことでございまして、私どもに對しまして、また都道府県から関係市町村に對して説明があるというふうに考えております。

それで、当面、当面においてこういった土地があるのかどうかという問題がございまして、実質的には、こういう土地もございせんので、当分の間は、この規定を適用して土地の信託を行うというふうなことはあり得ないと思ひます。

もっと具体的に申し上げますと、土地をとりあえず一定の、例えば一万坪の土地をいわゆる市の普通財産として持つていた、それをすべて信託銀行に信託しまして、そへ、たまたま何かの公共施設をつくりたいという計画を持りますと、その土地を信託することによって、その経費は一切信託銀行側で用意をしまして、建物を建ててくれる。その建物と同時に、いわゆる賃貸的施設とその信託銀行がつくって

その一部を公共施設として使うというより、法からされるわけです。そこから上り
ました収益、仮に、これが利潤が上れば、一定期間の決算を経た後、その一定の
率でそのお金はまた市側にその土地を信託することになります。代価として収入さ
れるというように、実質的な公共施設を建設する場合の経費を一切負担
をせずと一定の期間の中で并済をしよう。なおかつ効率的な活用が図れば、そ
こから上がりました紙益も一定の率で市に収入として入ってくるというより、非常に
それだけ申し上げますと非常にうまい話だと思えますけれども、それが果たして、実際
そういう運営がうまくいくかどうかという問題、疑問点もござります。
いろいろな点で、まだ魚詰まつてゐる問題、魚詰まつていない問題があると思ひ
ますので、その辺については、また私も十分研究しまして、一応また御相談申し上げる
機会もございまして、あるいは、そういう土地が、仮に活用する土地が見出せましたら
その辺についても、また議会に御相談を申し上げたいというふうに思ひます。
以上、補足的に土地の信託について御説明申し上げましたけれども、一応、この本議
案について慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い
申し上げます、説明にかえらせていただきます。

○議長(森田治男君)

以上で提案不理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十六号は、総務委員会に付託いた
したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第五十六号は、総務
委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君)

日程第三 議案第五十七号 福生市児童を月収手当として

の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案不理由の説明を求めます。

(福祉部長 王子国利君登壇)

○福祉部長(王子国利君) 議案第五十七号 福生市児童育成手当条例の一部

を改正する条例につきまして、提案不理由との内容について御説明申し上げます。

児童育成手当は、即の制度といたしまして、片親の状態または父あるいは母が
重度の障害である場合の義務教育終了前の児童、または二十歳未満の一定の
障害を有する方、市の条例に基きまして手当を支給しているものでございます。
今回、児童福祉の向上の一環といたしまして、即条例の改正が必要となりましたので、これに
伴いまして本条例の手当の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきましては御説明申し上げます。

別表第二中、育成手当の月額を、「八千円」と「八千五百円」、障害手当の月
額「一万円」と「一万五百円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、六十一年十月一日より施行し、経過措置とい
たしまして、改正後の児童育成手当条例の規定は、六十一年十月分からの手当
から適用いたします。同年九月以前の月分の手当は、なお従前によるものという
ことでございます。

なお、参考までに申し上げますと、現在、育成手当受給資格者は六百十七名、

障害手当は五十三名の方がおります。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして原案におき
御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案不理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十七号は、厚生委員会に付託いたし
たいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第五十七号は、厚生

委員会に付託することと決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第四議案第五十八号 福生市児童遊園条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本委員について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 王子国利君登壇)

○福祉部長(王子国利君) 議案第五十八号 福生市児童遊園条例の一部を改

正する条例につきまして、提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げました内出児童遊園は、市民の御好意により昭和

五十八年に借り受け、以来、今日まで児童遊園として目的に沿って利用してまい

りました。このため、この児童遊園用地を含め、地域体育館と建設することにな

りましたので、ここに遊園を廃止しようとするものです。

改正内容につきましては御説明申し上げます。

別表中、内出児童遊園、福生市大字熊川三八四番地を除くものでございまし

て、また、附則といたしましては、施行期日を六十一年十二月一日から施行しようとする

ものでございます。

是だ雜駁な説明でございしますが、慎重審議くだされ、原案どおり御可決

くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本委員に對する質疑を行います。

○九番(上野重勝君) 本件は、地域体育館の建設に伴うものでございしますが、これは

用地の取得というものが前提になります。したがって、私は、本会議で特に確認を

していただきたいと思いますが、用地の取得について間違はなく取得ができるという市

長の確たる答弁をお願いしたいと思います。さうしないと、この条例を廃止する

わけにはまいりませんので、その辺を市長の方で、よろしく御願いたします。

○総務部長(浅見裕康君) 市長からの答弁というところでございしましたが、事務

担当としてお答え申し上げます。

関係の地主さんにつきましては、すべて承諾書をそろうだいておりますので、後は

いわゆる一定の事務手続、契約その他関係がございします。いろいろな諸条件

というものは、御希望もございしますけれど、一応、それらの整理が終ったという判断

をいたしておりますので、事務手続終了後、取得できるという判断を進めて

おりますので、よろしく御願いたします。(了解と叫ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 暫時休憩いたします。

午前十時二十四分 休憩

午前十時二十五分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長(王子国利君) ただいま御説明を申し上げました中で、ことに申しわけないですが、私の説明の仕方か間違っております。

児童遊園にお借りしたのは四十八年にお借りしております。先ほど、五十八年と申し上げたようですが、御訂正をお願いしたいと思います。以上です。

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十八号は、厚生委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第五十八号は、厚生委員会に付託することと決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第五 議案第五十九号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 王子国利君登壇)

○福祉部長(王子国利君) 議案第五十九号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の提案理由と内容について御説明申し上げます。

この制度は、東京都の全額負担により実施されている制度でありまして、このたび、在宅老人福祉対策強化の一環として都条例が改正されたことに伴い、本条例を改正しようとするものでございます。

今回の主な改正は、従来、六十五歳以上六ヶ月以上在宅の者たる方のみに一律月額一万七千五百円の手当を支給しておりましたが、今回の改正により、年齢及び所得に応じて支給額が変わることになりました。七十歳以上は月額三万五千円、六十五歳以上七十歳未満はその所得により月額三万円または二万円を改正されるわけでございます。

各例内容につきまして御説明申し上げます。

第二條第一項につきましては、支給要件、内容を明確にするため、「状態」との下に「あるため介護を必要とするもので」というふうに加えたものでございます。

第三條は全文改正でありまして、第一項につきましては、年齢に応じて手当の支給を定め、また支給資格者の所得と配偶者及び扶養親族の有無及びその数に応じて支給額が定められたわけでございます。

第二項につきましては、支給資格者が東京都重度心身障害者手当各条例に基き手当を支給されている場合は、本条例による手当は二万円が限度で支給されることとなります。

第四條は、用語の変更と整理でございます。

第十條は、号数の改正備を行くとともに、新たに重度心身障害者の関係を加えたものでございます。第十條に次の一項を加えることとなりますが、支給者は毎年七月三十一日までに、前年の所得の状況を届け出る義務づけられたわけでございまして、七十歳以上の方は必要ないという条文を加えた次第でございます。

附則といたしまして、施行期日は昭和六十一年の十月一日から施行するものでござい

まして、また、第二項につきましては、経過措置といたしまして、現在、支給資格の認定を受けている者は、速やかに前年の所得の状況を市長に届け出ていただくというのと、ただし、七十歳以上の方につきましては、その必要はないという条文でございます。第三項といたしましては、東京都重度心身障害者手当各条例に見基づきまして、手当を受給している場合は届け出をいただくと、これは必要ないということですが、以上が今回の改正内容の各条文でございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございますが、慎重審議くださりまして原案どおり御可決くださりますようお願い申し上げます。説明を終わっております。

○議長(森田治男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十九号は、厚生委員会に付託いたしたと思ひますが、御異議ありませんか。